

## 第2章 公害等調整委員会における公害紛争の処理

公害紛争処理法が昭和45年11月1日に施行されて以来、平成30年度末までに公害等調整委員会（昭和47年6月30日以前は中央公害審査委員会）に係属した公害紛争事件は、1,043件である。その内訳は、あっせん事件3件、調停事件733件、仲裁事件1件、裁定事件299件（責任裁定事件183件、原因裁定事件116件）及び義務履行勧告事件7件となっている。これらのうち、終結しているのは、あっせん事件3件、調停事件731件、仲裁事件1件、裁定事件269件（責任裁定事件165件、原因裁定事件104件）及び義務履行勧告事件7件の計1,011件である（表1-2-1、付録1参照）。

平成30年度に公害等調整委員会が受け付けた事件は24件で、これに前年度から繰り越された23件を加えた計47件が30年度に係属した。このうち、15件が30年度中に終結し、残り32件は翌年度に繰り越された。

平成30年度に受け付けた24件について、公害の種類別に見ると、騒音に関するものが11件、大気汚染に関するものが7件、悪臭に関するものが3件、土壌汚染、振動及び地盤沈下に関するものが各2件、水質汚濁に関するものが0件となっている（重複集計）。

また、同様に、申請人等が個人であるか法人であるかを見ると、個人が24件、法人が2件となっている（重複集計）。

なお、これ以外に公害等調整委員会では、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件において成立した調停条項に基づく付随的な事後手続として、慰謝料額等変更申請を処理している（詳細については本章第1節1(3)参照）。

表 1-2-1 公害等調整委員会に係属した公害紛争事件の受付及び終結の状況

(単位：件)

区分 年度	あっせん			調停			仲裁			裁定			義務履行勧告			計			
	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	係属	うち 新規 受付	終結	未済
昭和																			
45・46	0	0	0	8	1	7	0	0	0	-	-	-	0	0	0	8	8	1	7
47	0	0	0	14	2	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	14	2	19
48	0	0	0	36	8	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55	36	8	47
49	0	0	0	20	26	41	0	0	0	6	2	4	0	0	0	73	26	28	45
50	0	0	0	45	22	64	1	0	1	2(1)	1	5(1)	0	0	0	93	48	23	70
51	0	0	0	55	43	76	0	1	0	2	3(1)	4	0	0	0	127	57	47	80
52	0	0	0	62	33	105	0	0	0	0	2	2	0	0	0	142	62	35	107
53	0	0	0	42	89	58	0	0	0	1(1)	2	1(1)	0	0	0	150	43	91	59
54	0	0	0	48	36	70	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	107	48	36	71
55	0	0	0	34	49	55	0	0	0	1	1(1)	1	0	0	0	106	35	50	56
56	0	0	0	45	33	67	0	0	0	0	0	1	0	0	0	101	45	33	68
57	0	0	0	48	40	75	0	0	0	1(1)	0	2(1)	0	0	0	117	49	40	77
58	0	0	0	42	46	71	0	0	0	0	1	1(1)	0	0	0	119	42	47	72
59	0	0	0	31	40	62	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	103	31	40	63
60	0	0	0	31	38	55	0	0	0	1	1	1(1)	0	0	0	95	32	39	56
61	0	0	0	31	61	25	0	0	0	1	0	2(1)	1	0	1	89	33	61	28
62	0	0	0	25	29	21	0	0	0	3	0	5(1)	0	0	1	56	28	29	27
63	0	0	0	14	22	13	0	0	0	1(1)	6(2)	0	0	0	1	42	15	28	14
平成																			
元	0	0	0	11	18	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1	25	11	18	7
2	0	0	0	21	14	13	0	0	0	2(1)	1(1)	1	0	1	0	30	23	16	14
3	0	0	0	5	16	2	0	0	0	1(1)	2(1)	0	0	0	0	20	6	18	2
4	0	0	0	3	1	4	0	0	0	3	0	3	0	0	0	8	6	1	7
5	0	0	0	10	5	9	0	0	0	2	0	5	0	0	0	19	12	5	14
6	1	1	0	2	4	7	0	0	0	2	0	7	0	0	0	19	5	5	14
7	0	0	0	2	2	7	0	0	0	0	0	7	0	0	0	16	2	2	14
8	0	0	0	4	4	7	0	0	0	6(1)	0	13(1)	0	0	0	24	10	4	20
9	0	0	0	1	2	6	0	0	0	4(1)	0	17(2)	1	0	1	26	6	2	24
10	0	0	0	1	1	6	0	0	0	1(1)	15(1)	3(2)	0	1	0	26	2	17	9
11	0	0	0	1	1	6	0	0	0	3	3(1)	3(1)	0	0	0	13	4	4	9
12	0	0	0	2	5	3	0	0	0	2	1	4(1)	0	0	0	13	4	6	7
13	0	0	0	3	3	3	0	0	0	3	1	6(1)	0	0	0	13	6	4	9
14	1	0	1	2	1	4	0	0	0	4(2)	5(1)	5(2)	0	0	0	16	7	6	10
15	1	2	0	2	2	4	0	0	0	8(4)	4(1)	9(5)	0	0	0	21	11	8	13
16	0	0	0	0	2	2	0	0	0	3(2)	3(1)	9(6)	0	0	0	16	3	5	11
17	0	0	0	1	2	1	0	0	0	7(4)	6(4)	10(6)	1	0	1	20	9	8	12
18	0	0	0	0	0	1	0	0	0	6(1)	5(4)	11(3)	0	1	0	18	6	6	12
19	0	0	0	1	1	1	0	0	0	5	3(1)	13(2)	0	0	0	18	6	4	14
20	0	0	0	1	1	1	0	0	0	9(4)	6	16(6)	2	1	1	26	12	8	18
21	0	0	0	1	0	2	0	0	0	23(13)	11(4)	28(15)	0	1	0	42	24	12	30
22	0	0	0	3	4	1	0	0	0	24(11)	15(9)	37(17)	0	0	0	57	27	19	38
23	0	0	0	5	5	1	0	0	0	24(11)	17(6)	44(22)	0	0	0	67	29	22	45
24	0	0	0	5	3	3	0	0	0	23(10)	29(12)	38(20)	1	1	0	74	29	33	41
25	0	0	0	5	6	2	0	0	0	32(9)	21(7)	49(22)	0	0	0	78	37	27	51
26	0	0	0	2	2	2	0	0	0	18(6)	25(7)	42(21)	0	0	0	71	20	27	44
27	0	0	0	1	0	3	0	0	0	15(5)	28(12)	29(14)	0	0	0	60	16	28	32
28	0	0	0	4	6	1	0	0	0	16(9)	25(15)	20(8)	0	0	0	52	20	31	21
29	0	0	0	1	0	2	0	0	0	12(5)	11(5)	21(8)	1	1	0	35	14	12	23
30	0	0	0	2	2	2	0	0	0	22(11)	13(7)	30(12)	0	0	0	47	24	15	32
計	3	3		733	731		1	1		299 (116)	269 (104)		7	7			1,043	1,011	

- (注) 1 昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。  
 2 平成8年度の「調停」の受付件数には分離事件が2件、26年度の「裁定」の受付件数には分離事件が1件含まれている。  
 3 「裁定」の( )内の数字は、原因裁定事件数で、内数である。  
 4 本表において、「新規受付」とは新たな申請がなされた事件、「終結」とは紛争処理手続を終えた事件、「未済」とは終結に至っていない事件をいう。  
 5 このほか、不知火海岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連し、慰謝料額等変更申請が平成30年度までに564件係属した(表1-2-4参照)。

## 第1節 平成30年度に係属した調停事件

平成30年度に公害等調整委員会が受け付けた調停事件は、2件であり、これに前年度から繰り越された2件を加えた計4件が平成30年度に係属し、このうち2件は同年度に終結し、残り2件は翌年度に繰り越された。

また、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連する慰謝料額等変更申請は、前年度から繰り越された1件が平成30年度に終結した。

### 1 不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件

#### (1) 事件の概要

本事件は、熊本県から鹿児島県にまたがる不知火海の沿岸の漁民等が、チッソ株式会社水俣工場からの排水に起因した水俣病に罹患し、これによって精神上及び財産上の損害を被ったとして、チッソ株式会社を相手方（被申請人）として、賠償金の支払等内容を求める調停を求めたものである。

現在の調停手続では、水俣病患者の症状等に応じ、患者グループとチッソ株式会社との間の補償協定に定められたA、B、Cの3ランクのいずれに該当するかの判定を公害等調整委員会に求めることとした患者について、ランク付けを行い、各ランクに応じて個々人の補償額等の決定、家族の補償等を中心とした調停を行っている（ランク別の補償額等調停の内容については、表1-2-6参照）。<sup>(注)</sup>

申請は、昭和46年12月24日以降平成30年度末までに620件（患者数1,556人）となっている（表1-2-2）。

これらの申請は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号。なお、同法の施行（昭和49年9月1日）前は（旧）公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（昭和44年法律第90号））及び水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法（昭和53年法律第104号）により水俣病と認定された患者又はその遺族からのものである（表1-2-3）。

(注) 水俣病患者の補償問題については、昭和48年3月20日、熊本地方裁判所において、原告勝訴判決があり、チッソ株式会社の不法行為責任が認められ、症度等に応じた慰謝料の支払が命じられた。

また、昭和48年4月27日、公害等調整委員会に係属中であった調停申請について、30人の患者とチッソ株式会社との間の調停が成立した。調停内容は、慰謝料については熊本水俣判決と同様の金額としたほか、特別調整手当（年金）の支給等を定めている。

さらに、昭和48年7月9日、訴訟や調停によらず、同社と直接交渉を行って補償問題の解決を図ろうとした患者グループが、同社との間に補償協定を締結した。協定は、上記判決及び調停の内容を踏まえ、患者へのA、B、Cの3ランクに応じた補償に加え、患者の医療及び生活保障のための基金設定を骨子としている。同日、他の患者グループもそれぞれ同じ内容の協定を締結した。その後、更に幾つかの患者グループが同様に協定を締結している。

協定は、それぞれのグループに属する患者について適用されるものであるが、協定締結以降に認定された患者についても、その希望に応じて適用されることになっている。

## (2) 事件の処理経過

昭和48年度の第1次調停以来、平成30年度末までに55次にわたる調停を実施し、609件（患者数1,466人）について調停が成立した（表1-2-2）。

## (3) 慰謝料額等変更申請

水俣病事件の調停の成立した患者のうち、Bランク及びCランクの生存者の場合には、調停条項の中に、「将来申請人の症状に第1項の(1)及び(4)の金額の増額を相当とするような変化が生じたときは、申請人は、これを理由として、調停委員会に対し、当該金額の変更を申請することができる。」という条項がある（「(4)調停調書の例」参照）。

第1次調停以降の調停成立者のうちから、この調停条項に基づいてなされた慰謝料額等変更申請を、平成30年度末までに564件処理した（表1-2-4）。平成30年度は前年度に受け付けた申請1件が係属し、同年度中に処理された（表1-2-5）。

## (4) 調停調書の例

Bランク生存者の場合の調停調書の例は、次のとおりである。

なお、Aランク生存者の場合の例は、慰謝料等の金額が異なること、第3項、第4項及び第6項（将来の申請人の症状の変化に関する取扱い）相当の定めがないことのほかは、このBランクの例と同様である。また、Cランク生存者の場合の例は、慰謝料等の金額が異なること、第5項（家族の慰謝料支払）相当の定めがないこと等のほかは、このBランクの例と同様である（表1-2-6）。

### [Bランク調停調書の例]

平成〇年（調）第〇号

#### 調 停 調 書

（申請人の住所）

申請人 （ 氏 名 ）

大阪市北区中之島三丁目3番23号

被申請人 チッソ株式会社

上記代表者代表取締役 （ 氏 名 ）

上記当事者間の損害賠償調停申請事件について、当調停委員会は、平成〇年〇月〇日〇時〇分水俣市〇〇会議室において

調停委員長 （ 氏 名 ）

調停委員 （ 氏 名 ）

調停委員 （ 氏 名 ）

列席し第1回調停期日を開いた。

申 請 人 （ 氏 名 ）

被申請人代理人 （ 氏 名 ） 各出頭

上記期日において明確にした事項は、次のとおりである。

申請人が調停を求めた事項

申請人の申請の趣旨とするところは、申請人が被申請人会社水俣工場の排水に起因した水俣病に罹り、これによって精神上、財産上の損害を蒙ったことにつき、平成〇年〇月〇日、被申請人との間で成立した協定に基づき、妥当な賠償金の支払いを含む適切な調停を求めるというにある。

当調停委員会が、慰謝料の支払いその他の給付をさせる調停案を作成し、調停手続を進めたところ、当事者双方は、調停案を受諾し、別紙調停条項のとおり、調停が成立した。

当事者双方は、それぞれ、本調書の記載が相違ないことを承認し、署名押印した。

申請人 (氏名) 印

被申請人代理人 (氏名) 印

平成〇年〇月〇日

公害等調整委員会調停委員会

調停委員長 (氏名) 印

調停委員 (氏名) 印

調停委員 (氏名) 印

公害等調整委員会事務局

審査官 (氏名) 印

#### 調停条項

1 被申請人は、申請人に対し申請人本人の水俣病罹患について損害賠償責任があることを認め、以下各項に定める金員を支払う。

(1) 申請人本人に対する慰謝料金1,700万円及びこれに対する平成〇年〇月〇日（以下「認定申請日」という。）以降平成〇年〇月〇日まで、内金1,600万円に対する同月〇日以降同年〇月〇日まで、内金1,100万円に対する同月〇日以降同年〇月〇日まで、内金600万円に対する同月〇日以降同年〇月〇日まで、内金100万円に対する同月〇日以降支払済みに至るまで、それぞれ、年5分の割合による遅延損害金

その支払方法は、元金内金100万円については平成〇年〇月〇日支払済みの仮払金100万円、元金内金1,000万円については同年〇月〇日及び同年〇月〇日支払済みの仮払金各金500万円、元金内金500万円については同年〇月〇日支払済みの仮払金540万円の内金500万円をもって充当し、前記遅延損害金中金40万円については、前記仮払金540万円の内金40万円をもって充当し、前記元金及び遅延損害金の残額については、平成〇年〇月〇日限り申請人方に送金して支払う。

(2) 治療費

認定申請日以降の公害健康被害の補償等に関する法律（以下「補償法」という。）の規定による療養費及び療養手当に相当する額

(3) 介護費

認定申請日以降の補償法の規定による障害補償費中の介護加算額に相当する額

(4) 特別調整手当

平成〇年〇月〇日以降1月につき金9万6,000円の割合による額（平成31年3月現在）

その支払方法は、毎月20日限りその月分を申請人方に送金して支払う。ただし、平成〇年〇月分までについては、既に支払済みの仮払金をもって充当する。

(5) 葬祭料

患者である申請人が将来死亡した場合における葬祭を主宰する者に対する葬祭料として、金56万4,000円（平成31年3月現在）

その支払方法は、当該主宰者より請求があったとき直ちに主宰者に送金して支払う。

2 前項の(4)及び(5)の金員については、物価の変動に応じ、総務省において作成する年度平均の熊本市消費者物価指数を用い、平成〇年6月1日から起算して2年を経過した6月1日ごとに、それぞれの前年度の同指数の比率により改定するものとし、その中間の年の6月1日において、前年度の同指数が前々年度のそれより5%を上回った場合においては、当該時期において改定するものとする。

上記改定額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。

3 将来申請人の症状に第1項の(1)及び(4)の金額の増額を相当とするような変化が生じたときは、申請人は、これを理由として、調停委員会に対し、当該金額の変更を申請することができる。

4 前項の規定により金額が変更された場合においては、被申請人は、変更された金額に係る差額を変更の申請時から支払う。

5 申請人は、調停委員会に対し、申請人の配偶者、子及び父母を代理して、申請人の水俣病罹患に係る同人らの慰謝料につき、その存否及び金額の決定の申請をすることができ

る。

- 6 第3項の申請により金額が変更された場合においては、申請人は、調停委員会に対し、申請人の配偶者及び父母を代理して、申請人の水俣病罹患に係る同人らの慰謝料につき、その存否及び金額の決定の申請をすることができる。
- 7 申請人が水俣病により（その余病若しくは併発症又は水俣病に関係した事故による場合を含む。）死亡したときは、相続人は、申請人本人の慰謝料につき、申請人の配偶者、子及び父母は、自己の慰謝料につき、それぞれ、調停委員会に対し、その存否及び金額の決定の申請をすることができる。
- 8 被申請人は、水俣病患者全体につき保護を要する患者の収容施設の整備拡充、治療及び訓練による社会復帰の促進、患者及びその家族に対する授産及び職業あっせん等実情に即した方策を講ずることによって、患者及びその家族の福祉の増進に寄与するよう努める。
- 9 被申請人は、将来における公害発生の防止のため、水俣周辺海域の浄化対策について、関係省庁、地方公共団体に協力してその具体的方策の実施に努めるとともに、関係地方公共団体との間に締結された公害防止協定を誠実に遵守履行する。
- 10 当事者双方は、本調停によって本件紛争の一切を解決したものとし、以後互いに協力して、調停条項の円滑な実施に努める。
- 11 本件調停手続の費用は、被申請人の負担とする。

表1-2-2 水俣病に係る損害賠償調停申請事件の処理状況

年度	受付		終結		未済	
	件数	患者数	件数	患者数	件数	患者数
昭和 46	4 件	31 人	0 件	0 人	4 件	31 人
47	11	147	0	0 (3)	15	175
48	25	193	10 (1)	106 (1)	29	261
49	8	28	21	172	16	117
50	42	259	24	253 (1)	34	122
51	54	117	40	131 (1)	48	107
52	62	206	32 (1)	86 (1)	77	226
53	41	112	71 (8)	161 (81)	39	96
54	48	72	34	86 (1)	53	81
55	34	43	49	71	38	53
56	43	49	33	48	48	54
57	48	62	40	45	56	71
58	42	54	45 (1)	55 (1)	52	69
59	31	41	40	53	43	57
60	31	39	38	49	36	47
61	31	38	44	57	23	28
62	21	21	28	33	16	16
63	14	14	18	18	12	12
平成 元	5	5	12	12	5	5
2	13	13	9	9	9	9
3	2	2	10	10	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	0	0	1	1	0	0
7	0	0	0	0	0	0
8	0	0	0	0	0	0
9	0	0	0	0	0	0
10	0	0	0	0	0	0
11	0	0	0	0	0	0
12	2	2	1	1	1	1
13	0	0	1	1	0	0
14	0	0	0	0	0	0
15	0	0	0	0	0	0
16	0	0	0	0	0	0
17	0	0	0	0	0	0
18	0	0	0	0	0	0
19	1	1	1	1	0	0
20	0	0	0	0	0	0
21	0	0	0	0	0	0
22	2	2	2	2	0	0
23	0	0	0	0	0	0
24	0	0	0	0	0	0
25	0	0	0	0	0	0
26	1	1	0	0	1	1
27	1	1	0	0	2	2
28	1	1	3	3	0	0
29	0	0	0	0	0	0
30	0	0	0	0	0	0
計	620	1,556	609(11)	1,466(90)		

(注) ( ) 内は取下げ等の外数である。

表 1 - 2 - 3 年度別水俣病認定患者数

年度	区分	認定機関別認定患者数			
		合計	環境省	熊本県	鹿児島県
昭和31～	45	121 人	人	116 人	5 人
	46	60		58	2
	47	216		204	12
	48	358		292	66
	49	44		29	15
	50	161		146	15
	51	148		109	39
	52	240		196	44
	53	175		125	50
	54	143	1	115	27
	55	71	5	43	23
	56	77	3	54	20
	57	95	10	66	19
	58	68	1	45	22
	59	67	5	36	26
	60	54	0	29	25
	61	60	1	43	16
	62	40	3	15	22
	63	19	1	6	12
平成	元	13	1	1	11
	2	18	0	7	11
	3	4	1	0	3
	4	3	0	1	2
	5	1	0	1	0
	6	1	0	1	0
	7	3	0	3	0
	8	2	0	1	1
	9	0	0	0	0
	10	0	0	0	0
	11	2	0	1	1
	12	1	0	0	1
	13	0	0	0	0
	14	0	0	0	0
	15	0	0	0	0
	16	0	0	0	0
	17	0	0	0	0
	18	1	0	1	0
	19	2	0	2	0
	20	1	0	0	1
	21	2	0	2	0
	22	0	0	0	0
	23	2	0	2	0
	24	0	0	0	0
	25	3	0	3	0
	26	1	0	0	1
	27	3	0	2	1
	28	2	0	2	0
	29	0	0	0	0
	30	0	0	0	0
	計	2,282	32	1,757	493

(注) 1 昭和 31～45 年度の期間は、昭和 31 年 12 月 1 日～46 年 3 月 31 日である。  
 2 昭和 31～45 年度の期間の認定患者数は、(旧)公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法施行以前の県条例等により判定された死亡者 45 人(熊本県 44 人、鹿児島県 1 人)を含む。

(資料) 環境省、熊本県、鹿児島県調べ



表 1 - 2 - 4 水俣病に係る損害賠償調停申請事件の慰謝料額等  
変更申請の処理件数

年度	区分	受付	終結	未済
昭和	49	13 件	0 件	13 件
	50	13	0	26
	51	8	12	22
	52	42	12	52
	53	46	10	88
	54	15	33	70
	55	22	49	43
	56	29	33	39
	57	39	30	48
	58	29	39	38
	59	25	31	32
	60	23	31	24
	61	33	28	29
	62	22	34	17
平成	元	18	22	13
	2	14	15	12
	3	14	19	7
	4	18	13	12
	5	15	18	9
	6	21	17	13
	7	9	13	9
	8	11	11	9
	9	7	10	6
	10	10	10	6
	11	5	8	3
	12	7	5	5
	13	7	5	7
	14	2	7	2
	15	0	2	0
	16	1	1	0
	17	4	0	4
	18	4	6	2
19	9	8	3	
20	5	5	3	
21	2	3	2	
22	2	3	2	
23	4	3	3	
24	3	3	3	
25	4	5	2	
26	2	2	2	
27	1	2	1	
28	2	1	2	
29	1	3	0	
30	4	2	2	
	1	2	1	
	0	1	0	
計		564	564	

表 1 - 2 - 5 平成30年度に係属した水俣病に係る損害賠償調停申請事件の  
慰謝料額等変更申請一覧

事 件 番 号	申 請 受 付 年 月 日	処 理 年 月 日
62年（調）第20号	平成 30. 3. 12	平成 30. 10. 11
計 1 件		計 1 件

表1-2-6 水俣病ランク別補償額等一覧

項目	区分	A ランク	B ランク	C ランク	備 考
1	慰謝料	1,800万円	1,700万円	1,600万円	水俣病認定申請日から年5分の遅延損害金
2	治療費	昭和48年7月9日以降同49年8月31日までの(旧)特別措置法の規定による医療費及び医療手当並びに同年9月1日以降の補償法の規定による療養費及び療養手当に相当する額			昭和48年7月9日以降の水俣病認定者は認定申請日から支給
3	介護手当	昭和48年7月9日以降同49年8月31日までの(旧)特別措置法の規定による介護手当に相当する額に月1万円を加算した額及び同年9月1日以降の補償法の規定による障害補償費中の介護加算額に相当する額			同上
4	特別調整手当				(1) 2年ごとに物価スライド(ただし、物価変動が著しい場合は1年目にも改定) (2) 昭和48年4月27日以降の水俣病認定者は認定日から支給
	昭和48.4.27～49.5.31	6万円/月	3万円/月	2万円/月	
	49.6.1～50.5.31	7万円/月	3万5,000円/月	2万4,000円/月	
	50.6.1～51.5.31	8万5,000円/月	4万3,000円/月	3万円/月	
	51.6.1～52.5.31	9万4,000円/月	4万8,000円/月	3万4,000円/月	
	52.6.1～53.5.31	10万2,000円/月	5万2,000円/月	3万7,000円/月	
	53.6.1～54.5.31	11万円/月	5万6,000円/月	4万円/月	
	54.6.1～56.5.31	11万4,000円/月	5万8,000円/月	4万2,000円/月	
	56.6.1～58.5.31	12万9,000円/月	6万6,000円/月	4万8,000円/月	
	58.6.1～60.5.31	13万5,000円/月	6万9,000円/月	5万1,000円/月	
	60.6.1～62.5.31	14万2,000円/月	7万3,000円/月	5万4,000円/月	
	62.6.1～平成元.5.31	14万5,000円/月	7万5,000円/月	5万5,000円/月	
	元.6.1～3.5.31	14万6,000円/月	7万6,000円/月	5万6,000円/月	
	3.6.1～5.5.31	15万7,000円/月	8万2,000円/月	6万円/月	
	5.6.1～7.5.31	16万5,000円/月	8万6,000円/月	6万3,000円/月	
	7.6.1～9.5.31	16万8,000円/月	8万8,000円/月	6万5,000円/月	
	9.6.1～11.5.31	16万9,000円/月	8万9,000円/月	6万6,000円/月	
	11.6.1～13.5.31	17万3,000円/月	9万1,000円/月	6万8,000円/月	
	13.6.1～15.5.31	17万2,000円/月	9万1,000円/月	6万8,000円/月	
	15.6.1～17.5.31	17万円/月	9万円/月	6万7,000円/月	
	17.6.1～19.5.31	17万円/月	9万円/月	6万7,000円/月	
	19.6.1～21.5.31	17万円/月	9万円/月	6万7,000円/月	
	21.6.1～23.5.31	17万3,000円/月	9万2,000円/月	6万8,000円/月	
	23.6.1～25.5.31	17万1,000円/月	9万1,000円/月	6万8,000円/月	
	25.6.1～27.5.31	17万円/月	9万1,000円/月	6万8,000円/月	
	27.6.1～29.5.31	17万7,000円/月	9万5,000円/月	7万1,000円/月	
	29.6.1～令和元.5.31	17万9,000円/月	9万6,000円/月	7万2,000円/月	

(注) 上記表中「(旧) 公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法(昭和44年法律第90号)」は「(旧) 特別措置法」と、「公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)」は「補償法」とそれぞれ略称した。

項目	区分	A ランク	B ランク	C ランク	備考	
5 葬祭料		期 間		金 額	(1) 4の備考(1)に同じ (2) 死亡時の金額を葬祭の主宰者に支給	
		昭和49.5.31まで		20万 円		
		49.6.1	～ 50.5.31	23万3,000円		
		50.6.1	～ 51.5.31	28万3,000円		
		51.6.1	～ 52.5.31	31万3,000円		
		52.6.1	～ 53.5.31	33万9,000円		
		53.6.1	～ 54.5.31	36万4,000円		
		54.6.1	～ 56.5.31	37万5,000円		
		56.6.1	～ 58.5.31	42万2,000円		
		58.6.1	～ 60.5.31	44万1,000円		
		60.6.1	～ 62.5.31	46万3,000円		
		62.6.1	～ 平成 元.5.31	47万1,000円		
		平成 元.6.1	～ 3.5.31	47万4,000円		
		3.6.1	～ 5.5.31	50万8,000円		
		5.6.1	～ 7.5.31	53万3,000円		
		7.6.1	～ 9.5.31	54万3,000円		
		9.6.1	～ 11.5.31	54万5,000円		
		11.6.1	～ 13.5.31	55万7,000円		
		13.6.1	～ 15.5.31	55万4,000円		
		15.6.1	～ 17.5.31	54万6,000円		
	17.6.1	～ 19.5.31	54万4,000円			
	19.6.1	～ 21.5.31	54万2,000円			
	21.6.1	～ 23.5.31	54万9,000円			
	23.6.1	～ 25.5.31	54万3,000円			
	25.6.1	～ 27.5.31	53万8,000円			
	27.6.1	～ 29.5.31	55万8,000円			
	29.6.1	～ 令和 元.5.31	56万4,000円			
6 症状の見直し		将来、症状に、上位ランクに変更することを相当とするような変化が生じたときは、調停委員会に対し、上記1及び4の金額の変更を申請することができる。				
7 近親者の慰謝料		配偶者等の慰謝料につき、その存否及び金額の決定を、調停委員会に代理申請できる。				
		上記6により、金額の変更があったとき、左の代理申請ができる。				
8 申請人が水俣病により死亡したときの慰謝料		相続人等は、死亡者本人及び自己の慰謝料につき、調停委員会に対し、その存否及び金額の決定の申請をすることができる。				
9 患者・家族の福祉対策		チッソ株式会社は水俣病患者全体につき保護を要する患者の収容施設の整備拡充、治療及び訓練による社会復帰の促進、患者及びその家族に対する授産及び職業あっせん等実情に即した方策を講ずることによって、患者及びその家族の福祉の増進に寄与するよう努める。				
10 公害防止対策		チッソ株式会社は将来における公害発生の防止のため、水俣周辺海域の浄化対策について、関係省庁、地方公共団体に協力してその具体的方策の実施に努めるとともに、関係地方公共団体との間に締結された公害防止協定は、誠実にこれを遵守履行する。				
11 調停手続費用		チッソ株式会社の負担				

## 2 東京国際空港航空機騒音調停申請事件

(公調委平成28年(調)第10号事件)

### (1) 事件の概要

平成28年9月9日、東京国際空港(以下「本件空港」という。)近隣において事業を営む法人5名から、国土交通大臣を相手方(被申請人)として、公害等調整委員会に調停を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。本件空港を離着陸する航空機を増便する旨の被申請人策定の計画案が実現すると、南風時の15時から19時までの4時間の間、A滑走路の北側からの航空機の着陸が行われ、1時間当たり14機(4分から5分に1機)程度の頻度で申請人らの事業所の上を航空機が飛ぶことになり、申請人らの人格権及び財産権に対し、受忍限度をはるかに超える甚大な被害が生じることが明白であるとして、被申請人に対し、主位的に、本件空港A滑走路を一切の航空機の北側からの着陸に供用しないこと及び損害賠償金合計5億円を申請人らに支払うこと、予備的に、一切の航空機に対して、本件空港A滑走路の北側から着陸することを許可又は指示しないこと、を求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに調停委員会を設け、11回の調停期日を開催するとともに、現地調査を実施するなど、手続を進めている。

## 3 福山市における自動車解体作業所からの騒音・振動被害調停申請事件

(公調委平成30年(調)第3号事件)

### (1) 事件の概要

平成30年3月30日、広島県福山市の住民4人から、自動車解体業を営む法人を相手方(被申請人)として、公害等調整委員会に調停を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らは、申請人ら宅近隣の自動車解体作業所からの騒音・振動により、申請人らのうち1人の自宅建物外壁及びブロック塀に亀裂が入った等の被害を受けているとして、被申請人に対し、騒音及び振動の被害を発生させないように作業内容を改善することを求めたものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、平成30年4月10日、本事件は公害紛争処理法第24条第2項に定める審査会等の管轄に属する事件であると判断し、公害紛争処理法第25条の規定により本事件を広島県公害審査会に移送することを決定した。

## 4 国立市における騒音による健康被害等調停申請事件

(公調委平成30年(調)第4号事件)

### (1) 事件の概要

平成30年11月9日、東京都国立市の住民1人から、建築会社を相手方(被申請人)として、公害等調整委員会に調停を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、被申請人が事業活動で発生させている騒音により、不眠症を発症したため、精神的苦痛に対する慰謝料として、被申請人に対し、損害賠償金40万円の支払及び騒音軽減のための二重サッシの設置を求めたものである。

#### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、平成30年11月20日、本事件は公害紛争処理法第24条第2項に定める審査会等の管轄に属する事件であると判断し、公害紛争処理法第25条の規定により本事件を東京都公害審査会に移送することを決定した。

### 5 自動車排出ガスによる大気汚染被害調停申請事件

(公調委平成31年(調)第1号事件)

#### (1) 事件の概要

平成31年2月18日、東京都など6都府県の住民94名(以下、「申請人患者ら」という。)及び法人でない社団1団体から国(代表者環境大臣。以下、「被申請人国」という。)及び自動車メーカー7社(以下、「被申請人メーカーら」という。)を相手方(被申請人)として、公害等調整委員会に調停を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。

- ①被申請人国は、気管支ぜん息等の対象疾病及びその続発症の医療費の自己負担分の補償を救済内容とした新たな大気汚染公害医療救済制度(以下、「本件救済制度」という。)を創設すること。
- ②被申請人メーカーらは、本件救済制度につき相応の財源負担をすること。
- ③被申請人国及び被申請人メーカーらは連帯して、申請人患者らに対し、損害賠償金合計9400万円を支払うこと。

#### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに調停委員会を設け、手続を進めている。

## 第2節 平成30年度に係属した裁定事件

平成30年度に公害等調整委員会が受け付けた裁定事件は、22件であり、これらに前年度から繰り越された21件を加えた計43件が30年度に係属した。このうち13件が30年度に終結し、残り30件が翌年度に繰り越された（表1-2-1）。

### 1 市川市における工場からの騒音等による健康被害等責任裁定申請事件

（公調委平成25年（セ）第26号事件・平成30年（調）第5号事件）

#### (1) 事件の概要

平成25年12月26日、千葉県市川市の住民14人から、食品会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人工場のパン焼き釜等の機械の稼働、物品の搬出入により、申請人らには、騒音、振動、悪臭等による不快感、睡眠障害等の健康被害が生じているとして、被申請人に対し、損害賠償金合計1億6000万円の支払を求めたものである。

#### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、千葉県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、5回の審問期日を開催するとともに、臭気及び騒音に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任したほか、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査等や申請人及び被申請人代表者本人尋問を実施するなど、手続を進めたが、平成30年4月18日、申請人ら13人から申請を取り下げの旨の申出があった。また、その余の申請人ら2人（注：申請人1人について相続が発生し、相続人2人が手続を承継した。）に係る申請については、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定に基づき、職権による調停に移行するとともに、同法第34条第1項の規定に基づき、調停案が到達した日の翌日から起算して30日の期間を定めて調停案を当事者双方に送付し、受諾を勧告したところ、期限内に受諾しない旨の申出がなかったため、平成31年1月18日、同条第3項の規定により同調停案で合意が成立したものと、また、同法第42条の24第2項の規定により上記申請人ら2人の責任裁定の申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

### 2 知多市における工場からの粉じんによる財産被害責任裁定申請事件

（公調委平成27年（セ）第10号事件）

#### (1) 事件の概要

平成27年12月25日、愛知県知多市の住民1人から、船舶等製造会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、その所有する車両を被申請人の事業所と隣接する申請人の勤務地内にある駐車場に駐車していたところ、被申請人の事業所の操業により細かい白色の塗料のようなものが飛散し、申請人の所有する車両に多数付着

したとして、修理費用等の損害賠償金63万7013円等の支払を求めたものである。

## (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日（1回の現地期日を含む。）を開催するとともに、参考人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成30年8月29日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成27年（セ）第10号 知多市における工場からの粉じんによる財産被害責任裁定申請事件 裁 定 （当事者省略） 主 文 申請人の本件裁定申請を棄却する。 事 実 及 び 理 由 第1 当事者の求める裁定 1 申請人 被申請人は、申請人に対し、63万7013円及びこれに対する平成27年5月21日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。 2 被申請人 (1) 本案前の答弁 本件裁定申請を却下する。 (2) 本案に対する答弁 主文同旨 第2 事案の概要 本件は、申請人が、被申請人の事業所から塗料が粉じんとなって飛散し、申請人が使用する車両に付着したと主張して、被申請人に対し、民法709条に基づき、修理費用と弁護士費用の合計額63万7013円及びこれに対する不法行為の日である平成27年5月21日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。 (以下省略)
--

（裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ  
<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件」を選択して該当する事件を参照）

## 3 成田市における室外機等からの騒音・低周波音等による健康被害等責任裁定申請事件 （公調委平成28年（セ）第1号事件・平成29年（セ）第2号事件）

### (1) 事件の概要

平成28年2月16日、千葉県成田市の住民4人から、コンビニエンスストアのフランチャイザー及び経営者を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らが、近接するコンビニエンスストアの屋



外に設置された業務用エアコンの室外機等から発生する騒音・低周波音や駐車場等からの騒音等により、圧迫感、いらいら、耳鳴り、不眠等の健康被害を受けるなど、精神的・肉体的苦痛を被っているとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金合計1817万9458円の支払を求めるものである。

その後、平成29年1月16日、同申請人らからドラッグストアを経営する法人を相手方（被申請人）として、類似の内容の損害賠償金合計1320万円の支払を求める責任裁定申請があり（公調委平成29年（セ）第2号事件）、同年10月3日、これらを併合して手続を進めることを決定した。

## (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、合計8回の審問期日を開催するとともに、業務用エアコンの室外機から発生する騒音・低周波音と健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、委託調査、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

## 4 墨田区における建設工事からの地盤沈下等被害原因裁定申請事件

（公調委平成28年（ゲ）第1号事件）

### (1) 事件の概要

平成28年5月24日、東京都墨田区の金属加工会社及び住民1人から、建設会社及び建物解体会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が所有する土地及び建物に生じた不同沈下は、被申請人らが行った本件工事現場に従前存在したマンションの解体及び新築マンションの建築の工事によるものである、との原因裁定を求めたものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、5回の審問期日を開催するとともに、ビル解体工事における残存杭の撤去等の工事内容と不同沈下との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等、申請人本人及び参考人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成31年3月27日、本件申請を一部認容するとの裁定を行い、本事件は終了した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成28年（ゲ）第1号

墨田区における建設工事からの地盤沈下等被害原因裁定申請事件

裁 定

（当事者省略）

主 文

- 1 別紙物件目録記載1の土地及び同目録記載2の建物に生じた別紙被害目録記載の各南側への沈下は、被申請人a株式会社による同物件目録記載3の建物の解体工事のうち平成25年12月頃から平成26年4月頃までの間の同建物北側の基礎撤去工事及び同建物の基礎杭撤去工事並びに同目録記載4の建物の建築工事のうち同年4月頃から同年5月頃までの

間の同建物の基礎杭の杭打工事によるものであると認められる。

- 2 別紙物件目録記載1の土地及び同目録記載2の建物に生じた別紙被害目録記載の各南側への沈下は、被申請人b株式会社による同物件目録記載3の建物の解体工事のうち平成25年12月頃から平成26年2月頃までの間の同建物北側の基礎撤去工事及び同建物の基礎杭撤去工事によるものであると認められる。
- 3 申請人らのその余の裁定申請を棄却する。

#### 事 実 及 び 理 由

#### 第1 当事者の求める裁定

##### 1 申請人ら

別紙物件目録記載1の土地（以下「本件土地」という。）及び同目録記載2の建物（以下「本件建物」といい、本件土地と併せて「本件土地建物」という。）に生じた不同沈下は、被申請人らが墨田区〇〇△△及び□□（以下「本件工事現場」という。）に存在していた同目録記載3の建物（以下「c」という。）の解体工事（以下「本件解体工事」という。）及び本件工事現場における同目録記載4の建物（以下「d」という。）の建築工事（以下「本件建築工事」といい、本件解体工事と併せて「本件各工事」という。）によるものである。

##### 2 被申請人ら

- (1) 被申請人a株式会社（以下「被申請人a」という。）

本件裁定申請を棄却する。

- (2) 被申請人b株式会社（以下「被申請人b」という。）

本件裁定申請を棄却する。

#### 第2 事案の概要

本件は、本件土地建物の共有持分を有する申請人e（以下「申請人e」という。）及び本件建物においてフライス盤金属加工業を営む申請人有限会社f（以下「申請人会社」という。）が、被申請人らに対し、上記第1の1の原因裁定を求める事案である。

（以下省略）

（裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件」を選択して該当する事件を参照）

## 5 和歌山市における工場からの騒音等による健康被害等責任裁定申請事件

（公調委平成28年（セ）第2号事件）

### (1) 事件の概要

平成28年8月1日、和歌山県和歌山市の住民4人から、電力会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らは、被申請人の発電設備からの騒音により、精神的苦痛等を被っているほか、申請人A宅は発電設備の設置工事又は稼働によりひび割れ等が生じたとして、被申請人に対し、損害賠償金合計2986万円等の支払を求め

たものである。

## (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、和歌山県知事に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、1回の現地審問期日を開催するとともに、発電設備から発生する騒音・低周波音・振動と健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査や申請人本人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成30年5月28日、本件申請をいずれも棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成28年（セ）第2号

和歌山市における工場からの騒音等による健康被害等責任裁定申請事件

裁 定

(当事者省略)

主 文

申請人らの本件裁定申請をいずれも棄却する。

事 実 及 び 理 由

### 第1 当事者の求める裁定

#### 1 申請人ら

- (1) 被申請人は、申請人 a に対し、793万円を支払え。
- (2) 被申請人は、申請人 b に対し、731万円を支払え。
- (3) 被申請人は、申請人 c に対し、731万円を支払え。
- (4) 被申請人は、申請人 d に対し、731万円を支払え。
- (5) 被申請人は、2016年（平成28年）7月29日から審問終結日（平成30年1月23日）までの間、被申請人の騒音が環境基本法に基づく環境基準の基準値以下となるまで、申請人ら各自に対し、1日につき1万円を支払え。

#### 2 被申請人

主文同旨

### 第2 事案の概要

本件は、申請人 a（以下「申請人 a」という。）が、被申請人が運営する火力発電所の建設工事及び稼働による騒音、振動及び低周波音により精神的苦痛を被るとともに、建物のひび割れが生じたと主張し、被申請人に対し、民法709条に基づき、平成28年7月28日までに生じた精神的苦痛に対する慰謝料731万円及び同月29日から本件裁定申請手続の審問終結日である平成30年1月23日までの間、被申請人の騒音が環境基本法に基づく環境基準の基準値以下となるまでの慰謝料（1日当たり1万円）並びに建物修理工費用62万円の支払を求め、申請人 b（以下「申請人 b」という。）、同 c（以下「申請人 c」という。）及び同 d（以下「申請人 d」という。）が、それぞれ被申請人が運営する火力発電所の建設工事及び稼働による騒音により精神的苦痛を被ったと主張し、被申請人に対し、民法709条に基づき、平成28年7月28日までに生じた精神的苦痛に対する慰謝料731万円及び同月29日から本件裁定申請手続の審問終結日である平成30年

1月23日までの間、被申請人の騒音が環境基本法に基づく環境基準の基準値以下となるまでの慰謝料（1日当たり1万円）の支払を求める事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件」を選択して該当する事件を参照)

## 6 埼玉県杉戸町における騒音・悪臭等による健康被害責任裁定申請事件

(公調委平成28年(セ)第4号事件・平成29年(セ)第6号事件)

### (1) 事件の概要

平成28年12月27日、埼玉県杉戸町の住民1人から、運送会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、申請人宅に隣接する駐車場で被申請人が大型トラックを稼働させることによって発生する騒音・振動及び悪臭により、睡眠不足や気分が悪くなる等の被害を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金402万3470円の支払を求めたものである。

その後、平成29年6月8日、同町の住民2人から、同一原因による被害を主張する参加の申立てがあり(公調委平成29年(セ)第6号事件)、裁定委員会は、同年7月4日これを許可した。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、平成30年10月9日、申請人及び参加人らの本件申請をいずれも棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成28年(セ)第4号, 平成29年(セ)第6号

埼玉県杉戸町における騒音・悪臭等による健康被害責任裁定申請事件

裁 定

(当事者省略)

主 文

申請人及び参加人らの裁定申請をいずれも棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

被申請人は、申請人に対し、402万3470円を支払え。

2 参加人A

被申請人は、参加人Aに対し、3003万1896円を支払え。

3 参加人B

被申請人は、参加人Bに対し、2002万1264円を支払え。

#### 4 被申請人

主文同旨

#### 第2 事案の概要

公調委平成28年（セ）第4号事件は、申請人が、申請人ら宅に隣接する被申請人の駐車場における大型トラックなどの稼働時に生じる騒音により睡眠不足となり治療を受け、また、振動及び悪臭による苦痛を被っている等と主張して、被申請人に対し、民法709条及び710条に基づき慰謝料400万円及び治療費等の一部である2万3470円の合計402万3470円の支払を求める事案である。

（以下省略）

（裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件」を選択して該当する事件を参照）

## 7 高知市における工場からの悪臭・騒音等による健康被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

（公調委平成29年（セ）第3号事件・平成29年（ゲ）第1号事件）

### (1) 事件の概要

平成29年2月6日、高知県高知市の住民1人から、隣接する缶詰会社を相手方（被申請人）として責任裁定と原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。責任裁定は、申請人に生じた動悸、不眠、精神不安定等の健康被害等は、被申請人が経営する食品工場からの悪臭・騒音・振動を発生させたことによるものであるとして、被申請人に対し、損害賠償金合計2200万円の支払を求めたものである。

また、原因裁定は、申請人に生じた動悸、不眠、精神不安定等の健康被害等は、被申請人が経営する食品工場からの悪臭・騒音・振動を発生させたことによるものである、との原因裁定を求めたものである。

裁定委員会は、平成29年3月14日、これらを併合して手続を進めることを決定した。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、高知県公害審査会に対して責任裁定申請及び原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、1回の現地審問期日を開催するとともに、被申請人の工場から生じる騒音・振動に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等、申請人本人、被申請人代表者及び参考人の各尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成30年8月29日、責任裁定申請事件については、本件申請を棄却するとの裁定を行い、また、原因裁定申請事件については、本件申請を一部却下、一部認容、一部棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成29年（セ）第3号，同（ゲ）第1号

高知市における工場からの悪臭・騒音等による健康被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

裁 定  
(当事者省略)  
主 文

- 1 申請人の本件原因裁定申請のうち，事実及び理由の第1の1(2)イ及びウの申請をいずれも却下する。
- 2 申請人が申請人宅の階段踊り場の窓及び2階LDK（リビング兼ダイニングキッチン）の西側の台所の窓を開けることを妨げられた原因は，被申請人の廃水処理施設に設置されたブローアの稼働音にあると認められる。
- 3 申請人のその余の本件原因裁定申請及び本件責任裁定申請をいずれも棄却する。

#### 事 実 及 び 理 由

#### 第1 当事者の求める裁定

##### 1 申請人

###### (1) 責任裁定

被申請人は，申請人に対し，2200万円を支払え。

###### (2) 原因裁定

ア 申請人に動悸，不眠，耳鳴り，精神不安定等の健康被害と申請人宅の窓を開けることができない，洗濯物を干すことができない等の生活の質の低下を生じさせたのは，被申請人の廃水処理施設から発せられる悪臭，騒音，振動である。

イ 申請人の肩書住所地及び被申請人の肩書所在地は，平成8年から第一種住居地域であり，被申請人が，倉庫として建築された建物を廃水処理施設として使用することが許されるのか。被申請人が，同年以降に機械類を新設することが許可されるのか。

ウ 被申請人において，一年365日，1日12時間～14時間もの時間，騒音，悪臭，振動を発することが許されるのか。被申請人において，夜間に操業することが許されるのか。

##### 2 被申請人

###### (1) 責任裁定

本件責任裁定申請を棄却する。

###### (2) 原因裁定

本件原因裁定申請をいずれも棄却する。

#### 第2 事案の概要

- 1 本件は，被申請人が営む缶詰，瓶詰製造工場の近隣住民である申請人が，同工場の廃水処理施設等からの悪臭，騒音及び振動が原因で，健康を害し，自宅の窓を開けることができない等の生活の質が低下し，自宅の価値が下落し，転居を余儀なくされ，精神的苦痛を被ったなどと主張して，被申請人に対し，不法行為に基づき，2200万円の損害賠償を求める責任裁定と上記悪臭，騒音及び振動と健康被害，生活の質の低下との間の因果関係に関する原因裁定を求める事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ <http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件」を選択して該当する事件を参照)

## 8 千葉市における室外機等からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件

(公調委平成29年(ゲ)第3号事件)

### (1) 事件の概要

平成29年3月9日、千葉県千葉市の住民2人から、隣人及び不動産会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らに生じた蕁麻疹、頭痛等の健康被害は、被申請人宅に設置された7台の室外機等から発生する騒音・低周波音によるものである、との原因裁定を求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、室外機等から発生する騒音・低周波音と健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、委託調査、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

## 9 成田市における建設工事からの振動による財産被害等責任裁定申請事件

(公調委平成29年(セ)第7号事件)

### (1) 事件の概要

平成29年6月20日、千葉県成田市の住民1人から、建設会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、被申請人が事前調査を行わないまま解体工事及び建築工事による振動を発生させ続けたことにより、申請人宅の風呂のドアの開閉不良や内壁壁紙亀裂等の財産被害が生じたこと及び工事終了後に損害賠償を行うと言ったにもかかわらず、本件工事と申請人宅被害との因果関係はない旨の書面を一方的に送りつける等の不誠実な対応を行ったことにより、精神的苦痛を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金327万5515円の支払を求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、解体工事及び建築工事による振動と申請人宅に風呂ドア開閉不良や内壁壁紙亀裂等の被害が生じたこととの因果関係を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

## 10 富士宮市における改良柵による地盤沈下被害原因裁定申請事件

(公調委平成29年(ゲ)第4号事件)

### (1) 事件の概要

平成29年7月4日、静岡県富士宮市の住民1人から、改良柵設置者を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人宅敷地に生じた地盤沈下は、被申請人が設置した改良柵4個に亀裂、部品同士の接合部分のずれが生じ、また、全ての改良柵が沈下したことにより、改良柵及びこれに接続する下水管に亀裂、隙間が生じ、そこから下水管内に申請人宅の敷地地下の土砂が流入したことによるものである、との原因裁定を求めたものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、地盤沈下に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、平成30年9月18日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成29年(ゲ)第4号 富士宮市における改良柵による地盤沈下被害原因裁定申請事件 裁 定 (当事者省略) 主 文 申請人の本件裁定申請を棄却する。 事 実 及 び 理 由 第1 当事者の求める裁定 1 申請人 申請人宅に生じた地盤沈下は、被申請人が所有する柵及びこれに接続する排水管が破損したため、申請人宅の敷地地下の土砂が流出したことによるものである、との裁定を求める。 2 被申請人 主文同旨 第2 事案の概要 本件は、申請人が、申請人宅南側に隣接する市道に被申請人によって設置された柵(いわゆるマンホール)及びこれに接続する排水管が破損したことにより、申請人宅の敷地地下の土砂が上記柵及び排水管内に流出したため申請人宅敷地の地盤沈下が発生したと主張して、前記第1の1記載の因果関係に関する判断を求めている原因裁定申請事案である。 (以下省略)
---

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件」を選択して該当する事件を参照)



## 11 栗東市における林道工事に伴う水質汚濁による財産被害原因裁定申請事件

(公調委平成29年(ゲ)第5号事件)

### (1) 事件の概要

平成29年10月31日、滋賀県栗東市の錦鯉の養殖を行う法人から、栗東市を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が経営する養鯉場において飼育していた錦鯉の大量死は、同養鯉場が取水をする河川の上流において、被申請人が事前に申請人に周知することなく林道及びその周辺の工事を実施し、同工事において使用した土質改良材の中和が不十分だったために強アルカリ性の水を発生させたことによるものである、との原因裁定を求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、工事による水質の変化と錦鯉の死因との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めている。

## 12 和歌山県由良町における漁港整備工事に伴う地盤沈下による財産被害原因裁定嘱託事件

(公調委平成29年(ゲ)第6号事件)

### (1) 事件の概要

平成29年12月4日、公害紛争処理法第42条の32第1項の規定に基づき、和歌山地方裁判所御坊支部から、原因裁定をすることの嘱託があった。

嘱託事項は以下のとおりである。和歌山県由良町の住民1人(原告)が所有する建物に生じた傾斜等の損害は、由良町(被告)が行った漁港整備工事に伴う地盤沈下によるものであるかについて、原因裁定を求めたものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本嘱託受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、漁港整備工事の工事内容と地盤沈下との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、平成31年2月26日、原告所有の建物に生じた傾斜等の損害と被告が実施した漁港整備工事との間に因果関係は認められないとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成29年(ゲ)第6号

和歌山県由良町における漁港整備工事に伴う地盤沈下による財産被害原因裁定嘱託事件

裁 定

(当事者省略)

主 文

別紙物件目録記載の建物（ただし、「現況は地下室がある。」を「現況は1階が地下室となっている。」と訂正する。）に傾斜等が生じたのは、被告が別紙工事目録記載の各工事を実施したことによるものとは認められない。

#### 事 実 及 び 理 由

##### 第1 嘱託事項

原告について別紙物件目録記載の建物に傾斜等の損害が生じたのは、被告が平成20年1月25日から平成21年9月10日まで別紙工事目録記載の各工事を実施したことによるものであるか。

##### 第2 事案の概要

1 原告は、a漁港の漁港管理者である被告が行った同漁港整備事業により、原告が所有する別紙物件目録記載の建物に修復不可能な損傷が生じたとして、和歌山地方裁判所御坊支部に対し、平成27年4月3日、被告に対して1000万円の損害賠償を求める訴訟（同支部平成27年（ワ）第8号）を提起した。

原告は、上記訴訟において、被告が行った漁港整備事業のうち、別紙工事目録記載1、2の工事における掘削工事及び浚渫工事によって、砂地である上記建物の地盤が緩み、かつ、満潮と干潮の繰り返しによる海水の流出入に伴って、高地にある地盤の土砂が低地の掘削部分に流出し、流出した部分の地盤が空洞化し、同建物の地盤が沈下したため、同建物に傾斜、変形等の損傷が生じた旨主張している。これに対し、被告は、上記掘削工事及び浚渫工事による地盤沈下の事実を否認し、上記建物に損傷がみられるとしても、その原因は建物の構造材の腐食等によるものと考えられる旨反論している。

2 本件は、上記支部から公害等調整委員会に対し、平成29年12月4日、被告が行った別紙工事目録記載1、2の工事における掘削工事及び浚渫工事と別紙物件目録記載の建物の傾斜等の損傷との間の因果関係の存否について、公害紛争処理法42条の32第1項に基づく原因裁定の嘱託がなされたものである。

（以下省略）

（裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件」を選択して該当する事件を参照）

### 13 兵庫県稲美町におけるほ場整備工事に伴う地盤沈下による財産被害責任裁定申請事件 （公調委平成29年（セ）第8号事件）

#### (1) 事件の概要

平成29年12月11日、兵庫県稲美町の住民1人から、兵庫県を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が実施した申請人宅西側におけるほ場整備工事により、申請人宅の柱が傾き、タイルや壁にひび割れ等の被害が生じ、倒壊する可能性が高い状態となったこと等から、申請人宅と同程度の住宅を確保するため、被申請人に対し、損害賠償金7447万円の支払を求めるものである。

## (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人によるほ場整備工事と申請人宅の建物被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、委託調査、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

## 14 東大阪市における工場からの大気汚染・悪臭による健康被害等責任裁定申請事件

(公調委平成29年(セ)第9号事件)

### (1) 事件の概要

平成29年12月12日、大阪府東大阪市の住民1人から、精密機器製造販売会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、被申請人工場から発生する揮発性有機化合物や重金属を含むガス及び粉じんによる大気汚染及び悪臭に起因して化学物質過敏症を発症するなど、健康に不調を来すようになり、また、購入した住宅が臭気により居住不能となったことから、財産的損害及び精神的・肉体的苦痛に対する賠償として、被申請人に対し、損害賠償金1057万7000円の支払を求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、大阪府公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人工場が排出している物質と申請人の健康被害等との因果関係等に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

## 15 府中市における室外機等からの騒音被害責任裁定申請事件

(公調委平成29年(セ)第10号事件)

### (1) 事件の概要

平成29年12月28日、東京都府中市の住民1人から、隣接するアパートの所有者及び不動産管理会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、申請人宅に隣接して建設されたアパートの換気扇及び室外機から発生する騒音により、身体的・精神的苦痛等を被っていると、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金合計3300万円の支払を求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、換気扇及びエアコン室外機から発せられる騒音による人間の健康への影響に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

## 16 福岡市におけるマンション屋外機からの騒音による健康被害原因裁定嘱託事件

(公調委平成30年(ゲ)第1号事件)

### (1) 事件の概要

平成30年2月22日、公害紛争処理法第42条の32第1項の規定に基づき、福岡地方裁判所から、原因裁定をすることの嘱託があった。

嘱託事項は以下のとおりである。鉄道会社(被告)が運営するマンションの西側に設置した空調室外機・自家発電機・受電設備等の全ての屋外機の稼働音と、原告に生じた健康被害との因果関係の存否について、原因裁定を求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本嘱託受付後、直ちに裁定委員会を設け、被告の設置した屋外機から発生する騒音と原告に生じた健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

## 17 豊島区における建物改修工事に伴う大気汚染による財産被害原因裁定嘱託事件

(公調委平成30年(ゲ)第2号事件)

### (1) 事件の概要

平成30年3月1日、公害紛争処理法第42条の32第1項の規定に基づき、東京地方裁判所から、原因裁定をすることの嘱託があった。

嘱託事項は以下のとおりである。原告らの各所有建物の屋根等に錆や鉄粉の付着による塗膜の破損や発錆による腐食等の損傷被害が生じた原因は、建設会社(被告)が実施した小学校の外部鉄骨階段の改修工事をした際に大気中に錆や鉄粉を飛散させたことによるものであるかについて、原因裁定を求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本嘱託受付後、直ちに裁定委員会を設け、被告が大気中に飛散させた錆や鉄粉と原告らの各建物の損傷被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

## 18 福山市における自動車解体作業所からの騒音・振動被害責任裁定申請事件

(公調委平成30年(セ)第1号事件)

### (1) 事件の概要

平成30年3月30日、広島県福山市の住民2人から、自動車解体業を営む法人を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らは、申請人ら宅隣地の自動車解体作業所からの騒音・振動により、申請人ら宅の建物外壁及びブロック塀への亀裂の発生、避難先の賃料支払、不安を伴う適応障害へのり患等の被害を受けているとして、被申請人に

対し、損害賠償金合計208万5000円の支払を求めるものである。

## (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、広島県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人作業所から発せられる騒音・振動による申請人らの建物への被害及び人間の健康への影響に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

## 19 横浜市における漏電・振動による健康被害原因裁定申請事件

(公調委平成30年(ゲ)第3号事件)

### (1) 事件の概要

平成30年4月10日、神奈川県横浜市の住民1人から、隣人1人を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じている頭の痛み・しびれ、息苦しさ等の健康被害は、被申請人宅の太陽光発電付ヒートポンプ給湯器が移設される前につながっていたコンセントの先の入った接続箱からの漏電によるものであり、耳鳴りの健康被害は、漏電と同時に発生する空気振動によるものである、との原因裁定を求めたものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、手続を進めた結果、原因裁定をすることが相当でない認められることから、公害紛争処理法第42条の27第2項で準用する第42条の12第2項の規定により、申請を受理しない決定を平成30年5月28日付けで行い、本事件は終結した。

## 20 文京区におけるグラウンドからの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件

(公調委平成30年(ゲ)第4号事件)

### (1) 事件の概要

平成30年5月14日、東京都文京区の住民1人から、東京都を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が所有する自家用車への粉じんの堆積被害は、被申請人がグラウンドに散布した砂から粉じんを発生・拡散させたことによるものである、との原因裁定を求めたものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、手続を進めた結果、原因裁定をすることが相当でない認められることから、公害紛争処理法第42条の27第2項で準用する第42条の12第2項の規定により、申請を受理しない決定を平成30年7月10日付けで行い、本事件は終結した。

## 21 伊万里市における堆肥製造施設からの大気汚染による健康被害原因裁定申請事件

(公調委平成30年(ゲ)第5号事件)

### (1) 事件の概要

平成30年5月17日、佐賀県伊万里市の住民6人から、農業協同組合を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らに生じている頭痛、めまい、湿しん等の健康被害は、農業協同組合(被申請人)が操業する堆肥製造施設から、粉碎した牛ふん・鶏ふん及び霧状にした堆肥促進剤を申請人ら宅まで浮遊させたことによるものである、との原因裁定を求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人の堆肥製造施設と申請人らに生じた健康被害の原因となる物質との因果関係等に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任するなど、手続を進めている。

## 22 瀬戸市における廃棄物処分場からの土壌汚染による財産被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

(公調委平成30年(セ)第2号事件・平成30年(ゲ)第7号事件)

### (1) 事件の概要

平成30年5月30日、愛知県瀬戸市の住民1人と養豚業を営む法人から、衛生組合(関係3市により組織される一般廃棄物処理を行う一部事務組合)を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。養豚業を営む申請人らが、その養豚場の土地(以下、「本件土地」という。)に衛生組合(被申請人)によって、焼却残さ及び不燃性破砕残さ(以下、「本件廃棄物」という。)が埋め立てられていたことが判明し、本件廃棄物から環境基準を大幅に超過するダイオキシン類が検出されたとして、被申請人に対し、本件廃棄物を排除するために必要な費用、地下水の水質検査費用等の一部である損害賠償金200万円の支払を求めるものである。

その後、同年6月26日、同申請人らから、ダイオキシン類による土壌汚染は、同被申請人が本件埋立地から本件土地に越境して本件廃棄物を投棄した行為によるものである、との原因裁定を求める申請があり(公調委平成30年(ゲ)第7号事件)、同年7月10日、これらを併合して手続を進めることを決定した。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

## 23 大阪市における印刷工房からの大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件

(公調委平成30年(ゲ)第6号事件)

**(1) 事件の概要**

平成30年6月13日、大阪府大阪市の住民3人から、近隣で印刷工房を営んでいた個人を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らに生じた眼や喉の痛み、咳、肺の異常、シックハウス症候群等の健康被害は、被申請人が印刷工房から化学物質を発生・拡散させたことによるものである、との原因裁定を求めるものである。

**(2) 事件の処理経過**

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人の印刷工房から排出され残存する化学物質の程度、申請人らが主張する健康被害との因果関係等に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

**24 四日市市における医療機関からの大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件**

（公調委平成30年（ゲ）第8号事件）

**(1) 事件の概要**

平成30年8月16日、三重県四日市市の住民1人から、隣接する歯科医院を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた頭痛、吐き気、めまい等の健康被害は、被申請人が運営する歯科医院がガス（塩素、フッ素を含む。）を排出・拡散させたことによるものである、との原因裁定を求めるものである。

**(2) 事件の処理経過**

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

**25 豊見城市における建築工事に伴う地盤沈下等による財産被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件**

（公調委平成30年（セ）第3号事件・平成30年（ゲ）第9号事件）

**(1) 事件の概要**

平成30年8月20日、沖縄県豊見城市の住民1人から、建設会社を相手方（被申請人）として責任裁定及び原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。責任裁定申請事件は、被申請人が申請人宅の西側隣地で行った住宅建築の基礎杭打ち工事により、申請人の住宅等に財産被害（ひび割れ、沈下、せり出し、地割れ、床の傾き等）が生じたとして、被申請人に対し、損害賠償金1302万6000円の支払を求めるものである。

原因裁定申請事件は、申請人の住宅等の財産被害は、被申請人が申請人宅の西側隣地で住宅建築の基礎杭打ち工事を施工する際、申請人宅に近接し杭打ち工事を行い、申請人宅敷地に地盤の緩みを生じさせたことにより、地盤沈下が生じたことによるものである、との原因裁定を求めるものである。裁定委員会は、同年9月12日、これらを併合して手続を進めることを決定した。

## (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が申請人宅の西側隣地で行った住宅建築の基礎杭打ち工事と申請人宅に生じたとする地盤沈下との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めている。

## 26 文京区におけるグラウンドからの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件

(公調委平成30年(ゲ)第10号事件)

### (1) 事件の概要

平成30年8月20日、東京都文京区の住民1人から、東京都を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が所有する自家用車への粉じんの堆積被害は、被申請人がグラウンドに散布した砂から粉じんを発生・拡散させたことによるものである、との原因裁定を求めたものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、手続を進めた結果、原因裁定をすることが相当でないと認められることから、公害紛争処理法第42条の27第2項で準用する第42条の12第2項の規定により、申請を受理しない決定を平成30年10月9日付けで行い、本事件は終結した。

## 27 国分寺市における運動施設からの騒音による財産被害等責任裁定申請事件

(公調委平成30年(セ)第4号事件)

### (1) 事件の概要

平成30年8月28日、東京都国分寺市の住民2人から、国分寺市を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らは、被申請人が賃借し、運営している運動施設での剣道の練習で発生する騒音により、睡眠妨害、動悸等に悩まされ、また、精神的苦痛を受けているとして、同運動施設を運営している被申請人に対し、申請人ら宅の防音対策費用及び精神的苦痛に対する慰謝料として、被申請人に対し、損害賠償金合計385万円の支払を求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、東京都公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

## 28 熊本市における飲食店からの悪臭等による健康被害等責任裁定申請事件

(公調委平成30年(セ)第5号事件)



### (1) 事件の概要

平成30年11月1日、熊本県熊本市の住民2人から、隣接する飲食店を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らは、被申請人が経営する飲食店からの騒音・悪臭により、睡眠障害、過大なストレス、ぜん息等の健康被害が生じているほか、油煙・悪臭による財産被害及び精神的苦痛を受けているため、移転費用等や精神的苦痛に対する慰謝料として、被申請人に対し、損害賠償金合計5401万6694円の支払を求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、熊本県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

## 29 銚子市における工場からの騒音・低周波音・振動による健康被害等責任裁定申請事件 (公調委平成30年（セ）第6号事件)

### (1) 事件の概要

平成30年11月2日、千葉県銚子市の住民1人から、製氷工場経営会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、被申請人が経営する隣接する製氷工場からの騒音・低周波音・振動により、不眠及びそれに伴う疲労感並びに頭部圧迫感の健康被害等が生じたため、精神的・肉体的苦痛に対する慰謝料として、被申請人に対し、損害賠償金550万円等の支払を求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、千葉県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

## 30 春日井市・小牧市における焼却施設からの大気汚染による財産被害等責任裁定申請事件

(公調委平成30年（セ）第7号事件)

### (1) 事件の概要

平成30年11月5日、愛知県春日井市の住民1人から春日井市を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人の使用している墓所に隣接する廃棄物焼却施設（小牧市所在）からのばい煙、錆により申請人の所有する墓石に変色が生じたのは、墓地の管理者である春日井市（被申請人）の管理義務の不履行によるものであり、財産被害及び精神的損害を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金222万5840円の支払を求めるものである。

## (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

## 31 国立市における騒音による健康被害等責任裁定申請事件

(公調委平成30年(セ)第8号事件)

### (1) 事件の概要

平成30年11月20日、東京都国立市の住民1人から建築会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、被申請人が事業活動で発生させている騒音により、不眠症を発症し精神的苦痛を受けており、かつ、騒音対策を講じる必要があるとして、被申請人に対し、損害賠償金92万2720円の支払を求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

## 32 渋谷区における宿泊施設からの騒音・低周波音による健康被害等責任裁定申請事件

(公調委平成31年(セ)第1号事件)

### (1) 事件の概要

平成31年1月21日、東京都渋谷区の住民1人から、ホテル経営会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、隣接するホテルに設置された室外機等からの低周波音及び同ホテルの催事場バルコニーからの楽器演奏や人声等の騒音により、耳鳴り、不眠症等の健康被害等を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金合計550万円等の支払を求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

## 33 熊本市における農業施設からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

(公調委平成31年(セ)第2号事件・平成31年(ゲ)第1号事件)

### (1) 事件の概要

平成31年2月14日、熊本県熊本市の住民1人から、農業者を相手方(被申請人)として責任裁定及び原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。責任裁定申請事件は、申請人は、被申請人のビニールハウスのボイラーからの騒音により睡眠不足となり、精神的苦痛を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金297万円の支払を求めるものである。

原因裁定申請事件は、申請人に生じた睡眠不足による健康被害は、被申請人がボイラーを稼働させ、騒音を発生させたことによるものである、との原因裁定を求めるもの

である。裁定委員会は、同年3月12日、これらを併合して手続を進めることを決定した。

#### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、熊本県公害審査会に対して責任裁定申請及び原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

### 34 大田区における室外機からの低周波音等による健康被害原因裁定申請事件

(公調委平成31年(ゲ)第2号事件)

#### (1) 事件の概要

平成31年2月22日、東京都大田区の住民1人から、隣接する飲食店経営会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた不眠、圧迫感、イライラ、不定愁訴、足のしびれ等の健康被害は、被申請人が経営する店舗から低周波音を発生させたことによるものである、との原因裁定を求めるものである。

#### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

### 35 熊本市における室外機等からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件

(公調委平成31年(セ)第3号事件)

#### (1) 事件の概要

平成31年3月8日、熊本県熊本市の住民1人から、食肉販売店経営会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、被申請人の経営する店舗に設置された室外機等からの騒音により、安眠を妨害され、不快感、焦燥感、体調不良、情緒不安定等により、肉体的・精神的に多大な苦痛と損害を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金20万円の支払を求めるものである。

#### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

### 36 新宿区における排気ダクト等からの低周波音による健康被害等責任裁定申請事件

(公調委平成31年(セ)第4号事件)

#### (1) 事件の概要

平成31年3月11日、東京都新宿区の住民1人から、隣接する商業ビルを所有する会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、被申請人が所有する商業ビルの排気ダクト等から発生させている低周波音により、睡眠不足等の精神的・肉体的苦痛を被っているとして、被申請人に対し、損害賠償金550万円等の支払を求めるものである。

**(2) 事件の処理経過**

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

**37 周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件**

(公調委平成31年(ゲ)第3号事件)

**(1) 事件の概要**

平成31年3月29日、山口県周南市の住民1人から、隣接する工場の操業者を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じた頭痛、吐き気、めまい、圧迫感、睡眠妨害等の健康被害は、被申請人が操業する工場からの耳に聴こえにくい周波数の騒音によるものである、との原因裁定を求めるものである。

**(2) 事件の処理経過**

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

### 第3節 平成30年度に実施したフォローアップ

---

平成30年度に公害等調整委員会において実施した事件終結後のフォローアップは以下の3件である。

#### 1 豊島産業廃棄物水質汚濁被害等調停申請事件の調停条項に係るフォローアップ

(公調委平成5年(調)第4号・第5号事件)

本件は、香川県土庄町豊島に不法投棄された産業廃棄物に起因する水質汚濁被害等の解決に係るもので、平成12年6月に調停が成立した。

フォローアップを行って19年度目となる平成30年度は、申請人ら及び被申請人の香川県が設置する豊島廃棄物処理協議会並びに香川県が設置する豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会に事務局職員がそれぞれオブザーバーとして出席し、調停条項に基づく措置の実施状況を確認した。

#### 2 宮古島市における海中公園工事による水質汚濁被害職権調停事件の調停条項に係るフォローアップ

(公調委平成24年(調)第8号事件)

本件は、沖縄県宮古島市が実施した海中公園の建設工事に起因する水質汚濁被害の解決に係るもので、平成24年12月に調停が成立した。

フォローアップを行って7年度目となる平成30年度は、被申請人の宮古島市から、調停条項に基づく措置の実施状況につき報告徴収するとともに、宮古島市が設置する専門家等で構成される専門委員会に事務局職員がオブザーバーとして出席することにより、調停条項に基づく措置の実施状況を確認した。

#### 3 大津市における残土処分による水質汚濁被害等調停申請事件の調停条項に係るフォローアップ

(公調委平成25年(調)第5号・第10号事件)

本件は、滋賀県大津市内に設置された残土処分場に起因する水質汚濁被害等の解決に係るもので、平成26年7月に調停が成立した。

フォローアップを行って5年度目となる平成30年度は、被申請人の大津市から報告を受けることにより、調停条項に基づく措置の実施状況を確認した。